

一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会

臨床高気圧酸素治療装置操作技師制度規則

第1章 総 則

第1条 この制度は、高気圧酸素治療の安全性の向上と技術水準の進歩を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は、前条の目的を達成するため、この制度により高気圧酸素治療装置の操作及び保守管理を行う技術に関して一定の能力をもつ者として臨床高気圧酸素治療装置操作技師（以下、認定技師という）を置く。

第2章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師制度を運用する機関

第3条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は高気圧酸素治療装置操作技師制度の運用にあたって、臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定委員会（以下、技師認定委員会という）を設置する。

第3章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定委員会

第4条 技師認定委員会は、この制度の運用にあたりとともに認定技師を認定する。

第5条 技師認定委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員13名以内で構成する。

第6条 技師認定委員会の委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 技師認定委員会の委員長は、代表理事が評議員の中から選出し、技師認定委員会副委員長および委員は委員長が正会員の中から推薦して、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第8条 技師認定委員会委員に欠員を生じたときは、技師認定委員会の議を経て、代表理事が委員の補充を行う。補充によって専任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 技師認定委員会の議決は出席者の過半数によって行う。文書による意思の表示は出席と認めない。

第10条 技師認定委員会の委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない

第11条 技師認定委員会委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第12条 技師認定委員会の事務は、日本臨床高気圧酸素・潜水医学会事務所において行う。

第4章 附 則

第13条 この規則は、平成18年12月9日から施行する。

第14条 この規則は技師認定委員会、理事会の議決を経なければ、変更もしくは廃止することができない。

2019年1月11日改訂

一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会

臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定制度規則

第1章 総 則

第1条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は、臨床高気圧酸素治療装置操作技師の高気圧酸素治療装置の操作及び保守管理を行う技術に関する能力を認定するため、臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定委員会（以下、技師認定委員会という）を設置する。

第2章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師を認定する機関

第2条 臨床高気圧酸素治療装置操作技師（以下、認定技師という）の認定は、技師認定委員会がこれを行う。

第3章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定コースを運営する機関

第3条 前条の目的を達成するために技師認定委員会は臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定コース（以下、認定コースという）を呈示し、管理運営を行う。

第4章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師

第4条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の認定技師の認定を得るためには、所定の認定コース修了証を取得し、技師認定委員会の実施する認定試験に合格しなければならない。

第5章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師申請資格

第5条 認定技師になろうとする者は、次の資格をそなえていなければならない。

1. 医療機関の常勤者で、2年以上の臨床経験を有する臨床工学技士または看護師であって、業務として高気圧酸素治療に従事している者、あるいは高気圧酸素治療の臨床経験を有する者。
2. 医療機関の常勤者で、高気圧酸素治療の臨床経験を有しない臨床工学技士または看護師にあつては、3年以上の臨床経験を有する者。

第6章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定コース

第6条 認定コースでは別に定める講義および実習等を行う。全コースを修了した者に認定コース修了証を授与する。

第7章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師試験

第7条 認定技師の試験を受けようとする者は、認定コース修了証を添えて所定の申請書類を技師認定委員会に提出しなければならない。

第8章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師の認定

第8条 技師認定委員会は、毎年1回、申請書類によって審査を行い、試験を行う。

第9条 技師認定委員会は、認定技師として適当と認めた者を、代表理事に報告する。

第10条 代表理事は、技師認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者を認定技師として認定し、臨床高気圧酸素治療装置操作技師証を交付する。

第11条 臨床高気圧酸素治療装置操作技師証の有効期間は、その交付日より5年とする。

第9章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定の更新

第12条 臨床高気圧酸素治療装置操作技師証は、取得後5年ごとにこれを更新しなければならない。

第13条 臨床高気圧酸素治療装置操作技師証の更新を申請する者は、所定の申請書類を技師認定委員会に提出しなければならない。

第10章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定の失効・取消

第14条 認定技師は、次の各項の理由により、その認定を取り消される。

1. 認定技師を辞退したとき、または取り消されたとき。
2. 認定技師の更新手続きを行わなかったとき、または更新を認められなかったとき。

第15条 認定技師としてふさわしくない行為のあったとき、または認定技師として不適と認められたときは、技師認定委員会、理事会の議決によって、認定技師の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その認定技師に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第11章 特例措置

第16条 日本高気圧環境・潜水医学会で認証された臨床高気圧酸素治療技師については、本学会の認定コースを修了した者とみなす。

第17条 前条に定める特例措置は、平成18年12月9日から平成21年12月8日まで施行する。ただし、本条に定める期間は理事会の議決によって変更することができる。

第12章 附 則

第18条 この規則は技師認定委員会、理事会の議決を経なければ、変更または廃止することができない。

第19条 この規則は平成18年12月9日より施行する。

一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会

臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定制度施行細則

第1章 運 営

第1条 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定制度の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師の認定

第2条 臨床高気圧酸素治療装置操作技師（以下、認定技師という）の認定は次の2段階の審査によって行うものとする。

1. 認定コース（技師認定制度規則第6章第6条）の受講
2. 筆記試験

第3条 認定技師の認定コースを受けようとする者は、次の各項に定める申請書類の正本1通及び副本1通を、別に定める申請手数料とともに、技師認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定技師申請書
2. 履歴書
3. 医療職としての資格免許証（写）

第4条 認定技師の試験を受けようとする者は、認定コース修了証の写し2通を、別に定める手数料とともに、技師認定委員会に提出しなければならない。ただし、技師認定制度規則第11章に定める特例措置期間中であれば、日本高気圧環境・潜水医学会で認証された臨床高気圧酸素治療技師はその認証を証明する書類の写し2通を、別に定める手数料とともに、技師認定委員会に提出すれば認定コースを修了した者とみなす。

第3章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定の更新

第5条 認定技師更新を申請する者は、有効期間満了年の申請期間に、1項と2項あるいは3項に定めるいずれか一方の申請書類の正本1通及び副本1通を、別に定める申請手数料とともに、技師認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定技師更新申請書
2. 認定技師取得後5年間における日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が指定する教育プログラムに出席したことを証明するもの（参加証など）

なお、本項に定める「教育プログラム」に当たるものとして、次の2か条を定める。

- (1) 認定技師更新コースの受講
 - (2) 第1種高気圧酸素治療装置の高気圧酸素治療技術セミナー
3. 本学会会員及び一般社団法人日本高気圧酸素医療技術学会（以下、技術学会）の会員は、認定技師取得後5年間において本学会ないし技術学会の学術集会に3回以上参加したことを証明するもの（参加証など）を提出すれば、認定コースに定める「本学会指定施設における研修」を修了したものとみなし、2.に定める証明書に代えることができる
 4. 上記3.に該当する者は、更新申請時点で技術学会の会員であることを証明するもの

第6条 認定技師の更新にあたり、特別の理由により前条2項を満たせない者は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める書類を技師認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定技師更新猶予申請書（書式自由）
2. 更新猶予申請理由を証明するもの

第7条 前条により、更新猶予が認められた者は、有効期間満了年の2年後の申請期間に、第6条に定める手続きをとらなければならない。この場合の更新後の認定技師有効期間は、3年間とする。

第8条 技師認定委員会は、必要に応じて、認定技師更新申請者に対し第5条に定める書類の記載内容について、説明を求めることができる。

第4章 臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定の申請

第9条 認定技師の新規認定申請の手続きは、次の通りとする。

1. 認定コース受講：受講申込書を技師認定委員会に提出する。
2. 筆記試験：1.の認定コース修了証を授与された申請者は技師認定委員会の定める期日に行われる筆記試験を受験する。
3. すべての審査は、毎年、その年の学術総会までに完了しなければならない。

第10条 認定技師の更新申請および更新猶予申請は、毎年6月1日から9月30日までとする。

第11条 申請に必要な費用は次の通りである。

認定コース受講料 12,000円（修了証発行手数料含む）

認定技師試験申請手数料 5,000円

第12条 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第13条 認定コース申込および各種申請書類送付先および申請手数料送金先

〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 株式会社へるす出版事業部内 日本臨床
高気圧酸素・潜水医学会事務所

第5章 認定料

第14条 認定技師認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規 3,000 円、更新 3,000 円を納付しなければならない。

第15条 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

第6章 附 則

第16条 この細則の変更は、技師認定委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

第17条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、理事会が審議する。

第7章 雑 則

1. この細則は平成 18 年 12 月 9 日から施行する。
2. この細則は平成 25 年 7 月 5 日から施行する。

一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会

臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定コース

臨床高気圧酸素治療装置操作技師認定コースでは以下に定める講義および実習等を行う。

1. 基礎編

- ・ 高気圧環境の物理学
- ・ 高気圧環境の生理学「呼吸生理学, 血液ガスの生理, 酸素の毒性と酸素の中毒」
- ・ 高気圧酸素治療装置の構造と機能
- ・ 高気圧酸素治療関連の ME 機器
- ・ 生命維持装置

2. 臨床編

- ・ 高気圧酸素治療の適応概論
- ・ 高気圧酸素治療の患者管理
- ・ 高気圧酸素治療の救急的適応
- ・ 減圧症と再圧酸素治療法
- ・ 高気圧環境下の呼吸管理と高気圧障害
- ・ 高気圧酸素治療の安全管理とガイドライン

3. 本学会指定施設における研修